

■研究活動における不正行為に関する相談・告発について

本学では、「研究活動の不正行為への対応策に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定）及び「愛知江南短期大学における研究活動の不正行為に関する規程」により、下記のとおり定めているので、ご案内いたします。

・窓口について

研究活動における不正行為に関する相談及び告発は、事務部総務課を受付窓口としております。

〒483-8086 江南市高屋町大松原 172 番地

愛知江南短期大学 総務課

電話 0587-55-6165 （平日 9 時 00 分～17 時 00 分）

E-mail webmaster@konan.ac.jp

・受付方法について

研究活動上の不正行為に関する相談、通報及び告発は、不正行為の内容及び不正とする合理的理由を示した文書（ファックス、電子メールを含む）、電話又は面談をもって受付します。相談、通報並びに告発は、原則として実名により行ってください。その際、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又はグループの名称、不正行為の態様その他事業の内容を明らかにするとともに、不正とする科学的合理的理由も明示してください。